

茨城県報

号外第40号

平成2年3月22日

木曜日

目次

告示

●道路の区域変更(5件)(道路維持課).....	ページ 1
●道路の供用開始(5件)(").....	5

告示

茨城県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立いわき線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市大字上手綱字カツロウ 1321番9地先から	旧	メートル 最大 15.0	メートル 410.5	
		最小 6.5		
高萩市大字上手綱字南田 1509番1地先まで	新	最大 17.0 最小 10.0	410.5	交通安全施設工事による区域変更

茨城県告示第 360 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十王里美線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町大字高原字中ノ町 127番2から	旧	最大 <small>メートル</small> 11.5	234.0	
		最小 8.0		
多賀郡十王町大字高原字中之町 159番1まで	新	最大 11.5	234.0	迂回路設置による区域変更
		最小 8.0	231.3	
	最大 5.5			
	最小 5.5			

茨城県告示第 361 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道 118号	久慈郡大子町大字北田気村ノ内 字日光前15-1番地先から 久慈郡大子町大字北田気村ノ内 字日光前33-1番地先まで	旧	最大 <small>メートル</small> 31.0 最小 19.0	120.0	交通安全施設工事による区域変更
		新	最大 34.0 最小 19.0	120.0	
県道 大子黒羽線	久慈郡大子町大字上金沢 142番地先から 久慈郡大子町大字下金沢字大門 105番地先まで	旧	最大 15.0 最小 12.0	102.0	同 上
		新	最大 19.0 最小 16.0	102.0	

県道 大子那須線	久慈郡大子町大字上野宮 958番地先から	旧	最大 最小	9.0 4.0	958.0	現道拡幅による 区域変更
	久慈郡大子町大字上野宮字門ノ井 2822-3番地先まで	新	最大 最小	24.0 11.0	958.0	
県道 梨野沢 大子線	久慈郡大子町大字槇野地字大金 2357番地先から	旧	最大 最小	9.0 5.5	400.0	同 上
	久慈郡大子町大字槇野地 2049番地先まで	新	最大 最小	15.5 10.5	400.0	
県道 須賀川 大子線	久慈郡大子町大字初原字上ノ坪 960番地先から	旧	最大 最小	7.0 4.5	125.0	同 上
	久慈郡大子町大字初原字上ノ坪 928-2番地先まで	新	最大 最小	15.0 11.5	125.0	

茨城県告示第 362 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 常陸岡玉造 太田線	那珂郡大宮町大字富岡字水境 2070-1番地から	旧	メートル 最大 15.0 最小 5.0	メートル 1,133.5	現道拡幅及びバ イパス新設によ る区域変更
		新	最大 15.0 最小 5.0 最大 25.0 最小 11.5	1,133.5 1,150.5	
	久慈郡金砂郷村大字下利員字宿西 634-1番地まで				
県道 常陸太田 大子線	久慈郡水府村大字高倉字猿釜道上 993-2番地先から	旧	最大 11.0 最小 4.0	285.0	現道拡幅による 区域変更
	久慈郡水府村大字下高倉字石淵 394番地先まで	新	最大 29.0 最小 5.0	285.0	
国 道 293 号	常陸太田市山下町1043番地	旧	最大 20.0 最小 10.0	50.0	同 上
		新	最大 20.0 最小 14.0	50.0	

国 道 349 号	常陸太田市山下町1183番地から	旧	最大 最小	10.0 9.0	100.0	現道拡幅による 区域変更
	常陸太田市山下町1043番地まで	新	最大 最小	14.0 9.0	100.0	
国 道 349 号	久慈郡里美村大字小菅408番地から	旧	最大 最小	10.0 4.5	1,135.0	バイパス新設に よる区域変更
	久慈郡里美村大字小菅707—3番地まで	新	最大 最小 最大 最小	10.0 4.5 70.0 12.0	1,135.0 1,037.0	

茨城県告示第 363 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 芹沢麻生線	行方郡麻生町大字於下 1621—52番地先から	旧	メートル 最大 14.7 最小 9.0	メートル 910.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	行方郡麻生町大字井貝 811—390番地先まで	新	最大 18.8 最小 9.2	910.0	
県道 茨城鹿島線	鹿島郡大野村大字志崎1584番地先から	旧	最大 52.5 最小 6.2	1,600.0	同 上
	鹿島郡大野村大字武井2296番地先まで	新	最大 52.5 最小 6.4	1,600.0	
県道 水戸 佐原線	行方郡麻生町大字麻生字飯岡 3363—11番地先から	旧	最大 12.4 最小 9.2	1,100.0	同 上
	行方郡麻生町大字麻生 3289—11番地先まで	新	最大 13.6 最小 10.0	1,100.0	
県道 茨城鹿島線	鹿島郡大野村大字武井 1628—1番地先から	旧	最大 17.8 最小 4.8	4,380.0	現道拡幅による 区域変更
	鹿島郡大野村大字奈良毛字中町 3097—1番地先まで	新	最大 31.5 最小 8.5	4,380.0	

県道深芝浜波崎線	鹿島郡波崎町大字柳川字松代 1598番地先から	旧	最大 最小	9.1 5.5	1,200.0	現道拡幅による 区域変更
	鹿島郡波崎町大字柳川字松蔭 943番地先まで	新	最大 最小	10.0 7.2	1,200.0	

茨城県告示第 364 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 118号	久慈郡大子町大字北田気村ノ内字日光前 15-1番地先から 久慈郡大子町大字北田気村ノ内字日光前 33-1番地先まで	平成2年3月22日
県道 大子黒羽線	久慈郡大子町大字上金沢142番地先から 久慈郡大子町大字下金沢字大門105番地先まで	同 上
県道 大子那須線	久慈郡大子町大字上野宮958番地先から 久慈郡大子町大字上野宮字門ノ井2822-3番地先まで	同 上
県道 梨野沢大子線	久慈郡大子町大字榎野地字大金2357番地先から 久慈郡大子町大字榎野地2049番地先まで	同 上
県道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字初原字上ノ坪960番地先から 久慈郡大子町大字初原字上ノ坪928-2番地先まで	同 上
県道 下野宮停車場線	久慈郡大子町大字下野宮字沢口2252-2番地先から 久慈郡大子町大字下野宮字落合1654-2番地先まで	同 上
県道 大子那須線	久慈郡大子町大字川山字金光寺前178-8番地先から 久慈郡大子町大字下野宮字落合1654-2番地先まで	同 上

茨城県告示第 365 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 富岡玉造常陸太田線	那珂郡大宮町大字富岡字水境2070—1番地から 久慈郡金砂郷村大字下利員字宿西634番地まで	平成2年3月22日
県道 下宮河内下利員線	久慈郡金砂郷村中利員河原宿仮6番地から 久慈郡金砂郷村中利員下2140—1番地まで	同 上
県道常陸太田太子線	久慈郡水府村大字下高倉字平三郎内1225番地から 久慈郡水府村大字下高倉字猿釜道上993—2番地まで	同 上
県道常陸太田太子線	久慈郡水府村大字下高倉字猿釜道上993—2番地先から 久慈郡水府村大字下高倉字石淵394番地先まで	同 上
国 道 293 号	常陸太田市山下町1043番地	同 上
国 道 349 号	常陸太田市山下町1183番地から 常陸太田市山下町1043番地まで	同 上
県道常陸太田太子線	久慈郡水府村大字天下野字和久田3167—2番地先から 久慈郡水府村大字天下野字和久田3169—3番地先まで	同 上
県道 新地上河内線	常陸太田市島町字岩井崎561番地先から 常陸太田市粟原町字後1186—1番地先まで	同 上
県道日立常陸太田線	常陸太田市茅根町字遠山野1197番地先から 常陸太田市里野宮町263番1地先まで	同 上

茨城県告示第 366 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 芹沢麻生線	行方郡麻生町大字於下1621—52番地先から 行方郡麻生町大字井貝811—390番地先まで	平成 2 年 3 月 22 日
県道 茨城鹿島線	鹿島郡大野村大字志崎1584番地先から 鹿島郡大野村大字武井2296番地先まで	同 上
県道水戸鉾田佐原線	行方郡麻生町大字麻生字飯岡3363—11番地先から 行方郡麻生町大字麻生3289—11番地先まで	同 上
県道 茨城鹿島線	鹿島郡大野村大字武井1628—1 番地先から 鹿島郡大野村大字奈良毛字中町3097—1 番地先まで	同 上

~~~~~

**茨城県告示第 367 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 2 年 3 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 日立市東河内町字前田695番1地先から  
日立市下深荻町字森の前2252番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 24 日

~~~~~

茨城県告示第 368 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 3 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 水戸岩間線
 - 2 供用開始の区間 東茨城郡内原町大字鯉渚字一ノ割7221番1から
東茨城郡内原町大字鯉渚字一ノ割7156番まで
 - 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 25 日
- ~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)